

垂井町事後審査型条件付き一般競争入札要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、垂井町が発注する建設工事（以下「町工事」という。）に関し、入札後に入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札を決定する事後審査型条件付き一般競争入札（以下「事後審査型入札」）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型入札の対象となる町工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が1,000万円以上のもののうち、垂井町業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て決定したものとする。

(入札参加資格)

第3条 事後審査型入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 垂井町契約規則（昭和61年規則第23号）第2条の規定による入札の公告を行う日において、同規則第24条の規定に基づく入札指名人名簿に登載されていること。
- (3) 前号の入札の公告を行った日から入札日（落札者にあつては本契約締結日）までの間に於いて、垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、垂井町に対し一般競争入札参加資格者に関し、次の情報を得ていない者。
 - (ア) 経営者等（法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者を、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。）が暴力団員であること。
 - (イ) 不正に暴力団員を利用したことがあること。
 - (ウ) 不正に暴力団員に対し財産上の利益を与えたことがあること。
- (5) その他、委員会が特に必要と認めて定める要件を満たしていること。

(公告)

第4条 対象工事を事後審査型入札に付するときは、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による入札の公告（以下「公告」という。）に、垂井町契約規則第3条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（別記様式第1号。以下「参加申請書」という。）の提出期限及び提出場所
- (2) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第2号）及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「確認申請書等」という。）の提出方法及び提出場所
- (3) 落札者決定方法

(入札参加申請)

第5条 事後審査型入札に参加しようとする者は、参加申請書を公告に記載の提出期限までに町長に提出しなければならない。

(開札)

第6条 開札は、公告に示した日時及び場所において行うものとする。

2 事後審査型入札においては、予定価格の制限の範囲内で最も入札価格の低い者から順位を決定し、かつ、第8条第1項の規定により落札者が決定するまで、最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い後日落札決定する旨の宣言をし、開札を終了するものとする。

3 開札の結果、最も入札価格の低い同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。

(確認申請書等の提出)

第7条 町長は、開札後、次条第1項の規定により落札者が決定するまで、最も入札価格の低い者(以下「落札候補者」という。)から順に確認申請書等の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、前項の提出を求められた日から起算して2日(土曜日、日曜日及び休日を除く。)以内に、確認申請書等を総務課へ持参して提出しなければならない。

3 落札候補者が前項に規定する提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者の入札は無効とする。

(参加資格の審査及び落札決定)

第8条 前条第2項の規定により確認申請書等の提出がされたときは、当該落札候補者が入札参加資格を有しているかどうかを委員会が確認申請書等により審査し、審査の結果、入札参加資格を有している場合について、町長は落札者と決定する。

2 入札参加資格の審査結果は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査結果調書(別記様式第3号)により取りまとめるものとする。

(落札決定の通知等)

第9条 前条第1項の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にその旨を速やかに通知するものとする。

2 前条第1項の規定による審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該落札候補者に対して事後審査型条件付き一般競争入札参加資格不適合通知書(別記様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して2日(土曜日、日曜日及び休日を除く。)以内に、その理由について町長に対し書面で問い合わせることができる。

(異議の申し立て)

第10条 事後審査型入札に参加した者は、入札後において、規則、仕様書、図面、契約書等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員会においてその都度協議する。

附 則

この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月25日から施行する。